

平成30年度第2回総会（月例）議事録

日 時	平成30年5月28日（月） 午前10時開会																								
場 所	市役所本館2階 講堂																								
出席委員 （17名）	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">上入来 幸一（会長）</td> <td style="width: 50%;">松下 清美（会長代理）</td> </tr> <tr> <td>有村 伊智博</td> <td>仮屋 幸孝</td> </tr> <tr> <td>堂免 修</td> <td>豊留 辰男</td> </tr> <tr> <td>鳩宿 隆雄</td> <td>福永 大悟</td> </tr> <tr> <td>村山 利清</td> <td>横峯 明人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>園山 一則</td> </tr> <tr> <td></td> <td>弟子丸 宗一</td> </tr> <tr> <td></td> <td>永尾 寛</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中村 秀彦</td> </tr> <tr> <td></td> <td>外園 義興</td> </tr> <tr> <td></td> <td>堀之内 薫</td> </tr> <tr> <td></td> <td>脇田 サトエ</td> </tr> </table>	上入来 幸一（会長）	松下 清美（会長代理）	有村 伊智博	仮屋 幸孝	堂免 修	豊留 辰男	鳩宿 隆雄	福永 大悟	村山 利清	横峯 明人		園山 一則		弟子丸 宗一		永尾 寛		中村 秀彦		外園 義興		堀之内 薫		脇田 サトエ
上入来 幸一（会長）	松下 清美（会長代理）																								
有村 伊智博	仮屋 幸孝																								
堂免 修	豊留 辰男																								
鳩宿 隆雄	福永 大悟																								
村山 利清	横峯 明人																								
	園山 一則																								
	弟子丸 宗一																								
	永尾 寛																								
	中村 秀彦																								
	外園 義興																								
	堀之内 薫																								
	脇田 サトエ																								
欠席委員 （2名）	岩元 節朗 上四元 正昭																								
事 務 局	<p>事務局長 馬場</p> <p>主 幹 榊</p> <p>支局主任 大小田、小山田、下野、吉永、中村、溝川、今吉、引地</p> <p>専門員 栗須、徳永、矢崎、山本、有田</p> <p>主 査 内村、大久保、二俣、原口、水盛</p> <p>主 任 鮫島</p>																								
農政総務課	主 査 浜田																								
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地転用事業計画変更申請に関する件 3 農地法第4条許可申請に関する件 4 農地法第5条許可申請に関する件 5 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件 6 非農地認定に関する件 7 農用利用変更届出に関する件 8 農用地利用集積計画に関する件 9 相続税の納税猶予に関する件 10 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 11 農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件 12 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定について 13 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について 																								
報 告 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1 法務局から照会のあった農地等の現況について 2 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 3 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 																								

議

長

開 会（午前10時）

定刻になりましたので、ただいまから、平成30年度第2回総会を開催いたします。

それでは、本日の出席委員数について報告いたします。

19人中17人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。

なお、欠席届が、岩元委員、上四元委員から出されています。

次に、議事録署名者を決めなければなりません、私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

それでは、外園委員、堀之内委員をお願いいたします。

今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。

次に、議事参与の制限についてお知らせいたします。

議題8.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議題の審議に入って参ります。

議 題	
議題1. 農地法第3条許可申請に関する件 1 ページ～7 ページ 14 件	
議 長	<p>それでは、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」を審議します。 まず、谷山、13番委員お願いします。</p>
13番委員	<p>ご報告します。 番号1号、譲受理由：受贈、譲渡理由：贈与、権利の種別の内容：所有権移転、贈与。 番号2号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、伊敷、7番委員お願いします。</p>
7番委員	<p>ご報告します。 番号3号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉野、1番委員お願いします。</p>
1番委員	<p>ご報告します。 番号4号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。 番号5号、新規就農、労力不足、所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉田、19番委員お願いします。</p>
19番委員	<p>ご報告します。 番号6号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、喜入、8番委員お願いします。</p>
8番委員	<p>ご報告します。 番号7号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。 番号8号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、松元、15番委員お願いします。</p>

1 5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号 8 号、新規就農、相手要望、使用貸借権、設定、期間 5 年。</p> <p>番号 1 0 号、新規就農、労力不足、所有権移転、売買。</p> <p>番号 1 1 号、規模拡大、農業廃止、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、郡山、6 番委員お願いします。</p>
6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号 1 2 号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。</p> <p>番号 1 3 号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。</p> <p>本件ついて補足説明をさせていただきます。</p> <p>受人の耕作面積は 0 ㎡となっていますが、渡人と受人の関係は、親子であります。</p> <p>これまで受人は渡人である父と 3 0 年ほど一緒に耕作をしてきており、耕運機や田植機等の農業機械も父から譲り受けるため、今回の農地の取得に当たっては特に問題はありません。</p> <p>番号 1 4 号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料 1 にありますように、今回の第 3 条案件の全ては、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 1. 「農地法第 3 条許可申請に関する件」 1 4 件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>

議題 2. 農地転用事業計画変更に関する件 8 ページ～10 ページ 2 件	
議 長	<p>次に、議題 2. 「農地転用事業計画変更に関する件」を審議します。</p> <p>議題 3. 「農地法第 4 条許可申請に関する件」松元の番号 4 号及び議題 4. 「農地法第 5 条許可申請に関する件」松元の番号 20、21 号、郡山の番号 25 号の案件が、この事業計画に関連するので併せて、審議していただききたいと思ます。</p> <p>まず、松元、15 番委員をお願いします。</p>
15 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号 1 号、許可日：平成 30 年 2 月 28 日、許可番号：農委第 2985-25 号、権利の種別：農地法第 5 条事業計画変更、所有権移転、売買、変更後の事業計画：宅地分譲（9 区画）、変更前の事業計画：宅地分譲（1 区画）。変更計画の概要：住宅需要が見込まれるため、別件 5 条番号 20 と一体利用し 9 区画とする。別件 4 条番号 4 同時申請。</p> <p>続きまして 4 条許可申請調書は 13 ページです。</p> <p>番号 4 号、転用目的・施設等：宅地分譲、宅地分譲 1, 710.00㎡、通路 390.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…宅地、他人田、西・南…他人田、北…里道、境界…コンクリート擁壁、雨水…里道側溝。</p> <p>続きまして 5 条許可申請調書は 20 ページです。</p> <p>番号 20 号、権利の種別：所有権移転、売買、転用目的・施設等：宅地分譲、宅地分譲 1, 710.00㎡、通路 390.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…宅地、他人田、西・南…他人田、北…里道、境界…コンクリート擁壁、雨水…里道側溝。</p> <p>続きまして、21 ページをお開きください。</p> <p>番号 21 号、使用貸借権、設定、通路、通路 274.00㎡、東・南…里道、西・北…貸人田、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>この件について、事務局からご説明いたします。</p>

松元支局	<p>この件につきまして、図面でご説明させていただきます。(図面掲示)</p> <p>申請地は、松元支所から西に約100mに位置する第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。付近には県道24号線が通っており、近隣には薩摩松元駅や松元小学校、病院などがあり、交通の便も良い場所にあります。</p> <p>申請人は、周辺で不動産業を営む法人で、申請地を取得し宅地分譲9区画を造成・販売する計画です。</p> <p>申請人は、平成30年2月28日付けで宅地分譲1区画として5条許可を受けましたが、隣接地の所有者から買い取って欲しいとの要望があり、1区画から9区画へ事業計画を変更することとなりました。</p> <p>許可済である1筆の土地については、既に所有権移転がなされていたため、事業計画変更と4条許可申請を行い、隣接する7筆の土地については一体利用し、5条許可申請を行うものです。</p> <p>また、今回の申請地に隣接する里道の道幅がせまいため、4筆の田のそれぞれ一部を一時転用し、通路として使用するため番号21の5条許可申請書が同時に申請されています。</p> <p>宅地分譲の申請面積は、総面積が2,100㎡で、うち通路部分が390㎡です。排水は、北側の里道へ水路を新設し、西側の水路へ放流する計画となっており、境界はコンクリート擁壁とします。</p> <p>一部、里道部分については、2月の総会時にも補足説明しましたが、農地整備課へ譲渡予定であり、現在農地整備課と協議中です。</p> <p>通路としての一時転用部分は、総面積が274㎡で、一時転用期間は平成30年6月1日～平成30年10月31日までの5か月間です。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、郡山、6番委員をお願いします。
6番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、許可日：平成27年6月26日、許可番号：農委第2795-2号、権利の種別：農地法第5条承継事業計画変更、賃借権、設定、変更後の事業計画：児平成27年6月26日～平成31年12月31日、変更前の事業計画：平成27年6月26日～平成30年6月25日。変更計画の概要：一時転用期間の延長のため、別件5条番号25同時申請。</p> <p>続きまして5条許可申請調書は23ページです。</p> <p>番号25号、権利の種別：賃借権、設定、転用目的・施設等：資材置場、資材置場8.360.00㎡、通路848.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東・南…河川、西…里道、北…市道、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>この件について、事務局から補足説明いたします。</p>

郡山支局	<p>9ページ番号2と23ページ番号25についてご説明を致します。(図面掲示) 図面をご覧ください。</p> <p>申請地は、郡山支所から南西へ約0.5kmの農用地区域内に位置し、国道328号線、郡山中央土地区画整理事業施行地に隣接しています。</p> <p>申請地は、この赤枠で囲まれた総面積9,208㎡の現況畑16筆で、市道側の3筆を通路、残り全体を土砂置場として利用するものです。</p> <p>申請人は、平成27年6月26日付けで、郡山中央土地区画整理事業の工事に用いる土砂の置場として、農地法第5条第1項の一時転用の許可を受け利用しつつ、一時転用期限の平成30年6月25日までには農地に復元し、所有者に返還するよう土砂を搬出してきました。また、土砂の処分のため、平成28年11月には土砂の受け入れ先を公募し、いったんは受け入れ先が決定したものの、平成29年3月に辞退となりました。土砂受け入れの辞退が年度末であったため、土砂の撤去、農地復元のための予算計上が平成29年度にはできず、30年度には予算を確保し、現在、土砂の搬出工事を発注準備中ですが、転用期限の6月25日までに、土砂の搬出、農地復元まで行うことは困難であるため、今回、一時転用期間延長の事業計画変更と一時転用許可申請がなされたものです。</p> <p>農用地区域内農地の転用は原則許可できませんが、農地法第5条第2項第1号イ、農地法施行令第11条第1項において、一時的な利用に供する場合で、かつ、農業振興整備計画の達成に支障を及ぼすおそれのない場合は許可できるとされており、また、平成21年12月11日付の農林水産省経営局長、農林水産省農村振興局長通知「農地法の運用について」の第2の1の(1)のアの(イ)のCには、農用地区域内農地の一時的な利用の期間については、「当該一時的な利用の目的を達成することができる必要最小限の期間をいい、農振法第8条第1項又は第9条第1項の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれのないことを担保する観点からは3年以内の期間であれば、一時的な利用に該当すると判断される」とされています。</p> <p>当該申請により、一時転用期間は3年を超えることとなりますが、申請地においては、農林水産部と協議した結果、農業振興地域整備計画に位置付けられた土地改良事業等の施行計画等はないことから農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられ、また、土砂の撤去が遅れた理由があること、期間の延長が必要最小限であること、さらに、土砂搬出の平成30年度予算は確保されており、事業計画等からも、恒久的に使用しないことが確実で、農地の復元についても必ず期限内に完了することを理由書に記載していることから、当該事業計画変更及び一時転用についてはやむを得ないと判断したものです。</p> <p>以上で補足説明を終わります。</p>
------	--

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条、第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第4条番号4号及び第5条番号20、21号は第3種農地、第5条番号25号は農用地区域内農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「16番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、16番委員どうぞ。</p>
16番委員	<p>23ページの5条許可ですが、一時転用の期間を延長する、この資材置場にかかる工事というのは、どういう工事をするのですか。</p>
郡山支局	<p>現在、申請地に土砂が1万m³ありまして、それを搬出するのですが、これは、10tダンプ約1,800台分に相当致しまして、これを期間内に搬出し、その後、黒土を搬入し、農地に復元するわけですが、それについては、所有者の希望に沿って、1筆ずつ農地搬入量を決めて、農地に復元するというところでございます。</p>
16番委員	<p>わかりました。</p> <p>23ページの土地の所在地、農地区分という所の、農地区分に記載がないのは、なぜですか。</p>
事務局	<p>この農地区分につきましては、申請地が、説明にもありましたが、農用地区域内農地でありまして、農用地区域内農地の農地区分は、左から7個目に農振という欄があるのですが、そこに農用内ということで、ここで表示をさせていただきます。</p>
16番委員	<p>わかりました。</p>

議 長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2.「農地転用事業計画変更に関する件」2件につきましては、原案どおり承認するものと決定いたします。</p> <p>また、議題3.「農地法第4条許可申請に関する件」番号4号及び議題4.「農地法第5条許可申請に関する件」番号20、21、25号につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>但し、農地区分が農用地区域内農地である第5条番号25号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p>
議題3. 農地法第4条許可申請に関する件 11ページ～13ページ 4件	
議 長	<p>次に、議題3.「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>先ほど松元の1件につきましては、議題2.「農地転用事業計画変更に関する件」と併せて審議しておりますので、それ以外の3件について審議していただききたいと思っております。</p> <p>それでは、伊敷、7番委員をお願いします。</p>
7 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、転用目的・施設等：通路、通路68.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…原野、西・北…本人畑、南…市道、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>この件につきまして、補足して説明します。</p> <p>申請地は、北側の本人畑に、今回同時に非農地証明願いが出されている宅地に通じる通路です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉野、1番委員をお願いします。</p>
1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、発電施設、太陽光発電694.00㎡、東…里道、西…雑種地、南…別件5条申請地、北…他人田、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>この件につきまして、補足してご説明申し上げます。</p> <p>申請人は、太陽光発電施設を設置するため、転用を行うものです。</p> <p>規模としましては、太陽光パネル360枚、最大出力49.5kWになります。</p> <p>なお、九州経済産業局から設備認定の通知を受けております。また、九電への接続契約申し込みも系統関係承諾通知書等に代わる回答書を受け、承諾されております。</p> <p>以上です。</p>

議 長	次に、松元、15番委員お願いします。
15番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号3号、植林、クヌギ160本822.00㎡、東・西…他人田、南…里道、北…山林、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>議題3.「農地法第4条許可申請に関する件」3件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>

議題4. 農地法第5条許可申請に関する件 14ページ～25ページ 27件	
議 長	<p>次に、議題4「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>先ほど松元の2件及び郡山の1件につきましては、議題2.「農地転用事業計画変更に関する件」と併せて審議しておりますので、それ以外の24件について審議していただききたいと思えます。</p> <p>まず、谷山、13番委員お願いします。</p>
13番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、権利の種別：所有権移転、売買、転用目的・施設等：駐車場、駐車場312.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…私道、西…私道、他人畑、南…里道、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>番号2号、所有権移転、売買、建売住宅、住家1棟81.98㎡、庭敷地等119.02㎡、東・西…宅地、南…里道、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号3号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟95.23㎡、庭敷地等196.77㎡、東…別件5条申請地、西…宅地、北…里道、南…他人畑、別件5条申請地、境界…ブロック積、雨水…水路放流、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号4号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟131.68㎡、庭敷地等190.32㎡、東・南…渡人畑、西…渡人畑、別件5条申請地、北…里道、別件5条申請地、境界…ブロック積、雨水…水路放流、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号3・番号4について、内容が共通しますので合わせて補足して説明いたします。</p> <p>雨水処理につきましては、従来申請地に面していた水路敷を拡張し、暗渠として向こう側へ付替えされており、里道及び水路管理者からそれぞれ占用許可を得て、里道を埋設横断した排水管を、その先の水路に接続し放流するものです。</p> <p>また、申請地は、過去に貸資材置場として無断転用されており、現在も碎石が点在しておりました。</p> <p>よって、代理人を通じて、過去の経緯を含めた始末書の提出を求め、農地法の許可なく今後このような事が無いよう、指導を行ったところであります。</p> <p>番号5号、使用貸借権、設定、発電施設、太陽光発電1,056.00㎡、東・北…水路、西…雑種地、南…宅地、私道、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>この件について、事務局にて補足して説明いたします。</p>

<p>谷 山 支 局</p>	<p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、谷山支所から北西へ約6.1kmの皇徳寺団地南台に隣接する第2種農地の市街地近接農地に該当します。</p> <p>発電施設の規模としましては、太陽光パネル176枚、発電出力31.9kWで、約6世帯分の年間消費電力に相当するものです。九州経済産業局へは発電設備認定申請中で、近日中に認定通知を受ける見込みとなっております。</p> <p>また、九州電力から工事負担金の請求を受け、平成30年2月に支払いを完了していることを確認しております。</p> <p>なお、申請地の2筆目は、平成28年7月に3条許可で取得した後、農地利用変更届により隣接する農地と一体的な畑として、露地野菜類の栽培を行っております。</p> <p>このような中、左官業を自営し、かつ主たる農業従事者である貸人が、平成29年1月に脳幹出血で倒れ、その後、体幹に機能全廃等の重度障害を発症し、同年7月には「身体障害手帳1級」の認定交付を受けております。</p> <p>現在、貸人は老人保健施設に入所中であり、引き続き入所加療を要する容態にあり、農作業に従事可能な「身体機能の回復は望めないであろう。」とのことでした。</p> <p>また、今後も継続して必要となる施設入所費や医療費を始めとする生活費等の工面が極めて困難となることから、貸人の妻が太陽光発電施設を設置し、必要経費の捻出を図るものです。</p> <p>従いまして、2筆目については、3条許可を取得してから約2年ではございますが、この間、農地パトロールにおいて農地として適切に維持管理されていた事を確認しており、許可後の特別な事情として検討した結果、申請地2筆の転用は止むを得ない事情に相当すると考えております。</p> <p>以上で、補足説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きをお願いします。</p>

1 3 番 委 員	<p>番号6号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟52.99㎡、庭敷地等336.01㎡、東…里道、西…山林、南…宅地、北…渡人畑、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号7号、使用貸借権、設定、発電施設、太陽光発電1,012.00㎡、東…里道、西・南…他人畑、北…宅地、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、谷山支所から南西へ約4.2kmに位置する第2種農地のその他の農地に該当し、高齢で耕作が困難になった母親から、息子が遊休農地を借り受けて発電施設の設置を行うものです。</p> <p>発電施設の規模としましては、太陽光パネル204枚、発電出力54.06kWで、約10世帯分の年間消費電力に相当するものです。九州経済産業局に対して、平成30年1月11日に発電設備認定申請済であり、近日中に認定通知を受ける見込みとなっております。</p> <p>また、九州電力からの「工事負担金の請求書」が添付されており、平成30年3月に支払いを完了していることを確認しております。</p> <p>番号8号、所有権移転、売買、建売住宅、住家2棟130.02㎡、庭敷地等350.98㎡、東…別件5条申請地、西…宅地、他人畑、南…他人田、北…里道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…公共下水道。</p> <p>番号9号、所有権移転、売買、建売住宅、住家2棟123.58㎡、庭敷地等368.42㎡、東…宅地、西…別件5条申請地、南…他人田、北…里道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…公共下水道。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、1番委員お願いします。
1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号10号、所有権移転、売買、通路、通路139.00㎡、東…雑種地、山林、西…市道、南…里道、北…雑種地、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>番号11、12号、所有権移転、売買、資材置場、貸資材置場802.00㎡、東…里道、西…雑種地、南…原野、北…別件4条申請地、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>番号13号、使用貸借権、設定、通路、通路86.30㎡、東・南・北…貸人畑、西…私道、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>番号14号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟86.12㎡、庭敷地等130.68㎡、東…宅地、西…他人畑、南…他人畑、宅地、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、8番委員お願いします。

8 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号15号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟72.04㎡、庭敷地等124.96㎡、東…宅地、西…他人畑、南…水路、北…渡人畑、私道、境界…ブロック積、雨水…私道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、15番委員お願いします。
1 5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号16号、所有権移転、売買、店舗等、店舗1棟1,033.00㎡、駐車場等1,199.00㎡、東…他人畑、西…県道、南…他人畑、宅地、北…雑種地、境界…ブロック積、雨水…県道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号17号、所有権移転、売買、建売住宅、住家5棟331.15㎡、通路218.48㎡、庭敷地等390.37㎡、東…私道、西…公園、南…宅地、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号18号、所有権移転、売買、植林、クヌギ300本1,057.00㎡、東・西…他人田、南…里道、北…山林、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>番号19号、所有権移転、売買、植林、クヌギ400本2,362.00㎡、東…原野、西…他人田、南…里道、北…山林、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>番号22号、使用貸借権、設定、通路、通路140.00㎡、東…宅地、西…市道、南…私道、北…渡人畑、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>番号23号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟82.24㎡、庭敷地等298.66㎡、東・南…市道、西・北…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号24号、所有権移転、売買、車庫、堀車庫87.00㎡、東・南…原野、西…雑種地、北…市道、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、松元支所から北東へ3kmに位置する第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>譲受人は、平成11年に許可を受けずに申請地を購入し、将来の自宅建築に備えて堀車庫を建築したため、今回始末書添付の上申請されたものです。</p> <p>申請人には、転用を行う場合は農地法の許可を受けなければならないこと、今後はこのようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、郡山、6番委員お願いします。

6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号26号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟50.28㎡、庭敷地等169.66㎡、東・西・南…宅地、北…県道、境界…ブロック積、雨水…県道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号27号、賃借権、設定、貸店舗1棟201.34㎡、物置1棟8.35㎡、駐車場等1,291.31㎡、東…宅地、西…国道、南…他人田、北…市道、境界…コンクリート擁壁、雨水…国道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>本件について補足説明をさせていただきます。</p> <p>申請地は郡山支所から南西へ約0.5kmの都市計画用途区域内の3種農地に該当します。申請人は、店舗用の土地を借り上げ、店舗を建設し、コンビニエンスストアを経営する同じグループ会社に貸し付けるものです。</p> <p>また、2筆の申請地の間には里道が通っていますが、里道については占有せず、舗装をし、南側にある農地への通路は確保することとします。舗装をすることについては農地整備課へ工事許可申請を行うことで協議済みとします。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5号案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題4.「農地法第5条許可申請に関する件」24件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題5. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件 26ページ～27ページ 3件</p>	
議 長	<p>次に、議題5.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」を審議します。</p> <p>吉田、桜島地区に合意解約の通知が出ております。</p> <p>委員の皆さんには、お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題5.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」3件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p>

議題 6. 非農地認定に関する件 28ページ～32ページ 10件	
議 長	次に、議題6.「非農地認定に関する件」を審議します。 まず、本庁、16番委員お願いします。
16番委員	ご報告します。 番号1号、調査結果：2432：杉、孟宗竹、雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。2495-1：事務所1棟、倉庫3棟、22年経過、現況宅地。 以上です。
議 長	次に、谷山、13番委員お願いします。
13番委員	ご報告します。 番号2号、調査結果：庭敷地として47年経過、現況宅地。 番号3号、調査結果：雌竹、雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。 この件について、補足して説明いたします。 申請地は、平成29年度第4回総会において、非農地認定の議決を受けておりますが、交付済みの「非農地証明」を紛失したとの事から、改めて証明願いがなされたものです。これを受け、5月15日に再調査をした結果、現況は前回と変わりございませんでした。なお、申請地は国道226号の沿線に位置しており、法面部分に雌竹が自生しているものの、それ以外の区域は雑木が自然繁茂しておりました。 以上です。
議 長	次に、伊敷、7番委員お願いします。
7番委員	ご報告します。 番号4号、調査結果：唐竹、大名竹自然繁茂、約50年経過、現況山林。 番号5号、調査結果：4369-1：雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。4371：住家1棟、倉庫3棟、85年経過、現況宅地。 以上です。
議 長	次に、吉野、1番委員お願いします。
1番委員	ご報告します。 番号6号、調査結果：ゴキ竹、雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。 この件につきまして、補足説明を申し上げます。 非農地認定基準によりますと、雌竹（女竹）、ゴキ竹は、原則、「非農地」として認めておりませんが、竹の密集度、耕作用通路の有無等、周囲の状況を考慮して、総合的に、「非農地」と判断いたしました。 番号7号、調査結果：檜、孟宗竹、雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。 番号8号、調査結果：唐竹、雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。 番号9号、調査結果：孟宗竹、雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。 以上です。

議 長	次に、喜入、8番委員お願いします。
8番委員	ご報告します。 番号10号、調査結果：通路として約30年経過、現況道路。 以上です。
議 長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「非農地認定に関する件」10件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。
議題7. 農地利用変更届出に関する件 33ページ 1件	
議 長	次に、議題7.「農地利用変更届出に関する件」を審議します。 それでは、本庁、16番委員お願いします。
16番委員	ご報告します。 番号1号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：周辺土地より低いため、盛土をして畑としての利便性を高める。工事開始日：平成30年6月1日、工事終了日：平成30年8月30日、周囲の状態：東…山林、西…雑種地、南…原野、北…市道、境界…土留、作物…野菜、高さ…0.1～6.2m、搬入土…シラス、黒土。 以上です。
議 長	ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「農地利用計画変更届出に関する件」1件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。

議題 8. 農用地利用集積計画に関する件 34 ページ～48 ページ 34 件	
議 長	<p>次に、議題 8. 「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。</p> <p>まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたします。</p> <p>38 ページ、番号 4、39 ページ、番号 5、46 ページ、番号 31 号につきましては、7 番委員自身が、44 ページ、番号 23 号につきましては、14 番委員自身が代表の農地所有適格法人が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、7 番委員、14 番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事に参与することができませんので、順次しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>まず 7 番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p>(7 番委員離席後)</p> <p>それでは、番号 4、5、31 号につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。</p> <p>38 ページをご覧ください。</p> <p>番号 4 号、地目：田、面積 958.00 m²、権利の種別：使用貸借権、設定期間 10 年、区分：新規。</p> <p>39 ページをご覧ください。</p> <p>番号 5 号、地目：田、面積 1,247.00 m²、権利の種別：使用貸借権、設定期間 10 年、区分：新規。</p> <p>46 ページをご覧ください。</p> <p>番号 31 号、2 筆は、地目：田、面積 1,989.00 m²、1 筆は、地目：畑、面積 111.00 m²、権利の種別：使用貸借権、設定期間 10 年、区分：新規。</p> <p>平成 30 年 5 月 31 日公告予定です。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題８．「農用地利用集積計画に関する件」の番号４、５、３１号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>次の案件の審議に入ります前に、７番委員におかれましては、ご着席をお願いします。１４番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p>（７番委員着席、１４番委員離席後）</p> <p>それでは、番号２３号につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。</p> <p>４４ページをご覧ください。</p> <p>番号２３号、３筆で、地目：田、面積２，０３６．００㎡、権利の種別：賃借権、設定期間３年、区分：更新。</p> <p>平成３０年５月３１日公告予定です。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題８．「農用地利用集積計画に関する件」の番号２３号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>次の案件の審議に入ります前に、１４番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p>（１４番委員着席後）</p> <p>それでは、審議に戻ります。残りの３０件及び先ほどの４件を併せて、一括して事務局から説明をお願いします。</p>

<p>事務局</p>	<p>議題7.「農用地利用集積計画に関する件」について、只今の分も含めまして、ご説明申し上げます。</p> <p>34ページをお開きください。</p> <p>「議案第7号」農用地利用集積計画（利用権設定等）調書で、平成30年5月31日公告予定です。</p> <p>今回の利用権設定につきましては、使用貸借権12件16,860.00㎡、うち新規9件14,504.00、賃借権20件31,953.00㎡、うち新規11件17,988.00㎡、所有権移転2件4,076.00㎡、合計34件52,899.00㎡、うち新規20件32,492.00㎡となっております。</p> <p>次に35ページをお願いします。</p> <p>これは、前ページで説明いたしました使用貸借権の設定期間別の内訳です。多い順に設定期間3年が5件、5年から10年未満、10年が各3件、5年が1件となっております。</p> <p>次に36ページをお願いします。</p> <p>これは、34ページで説明いたしました賃借権の設定期間別の内訳です。多い順に設定期間3年が7件、5年が6件、5年から10年未満が4件、1年から3年未満が2件、11年以上が1件となっております。</p> <p>次に37ページをお願いします。農用地利用集積計画総括表です。</p> <p>下の合計欄をご覧ください。筆数は、使用貸借権18筆、賃借権27筆、計45筆。面積は、田27,155.00㎡、畑21,658.00㎡、計48,813.00㎡うち更新分は、16,321.00㎡です。</p> <p>利用権等の設定をする者及び受ける者は32人。うち更新分は12人となっております。</p> <p>次に38ページから48ページまでは先ほど説明しました農用地利用集積計画総括表の使用貸借権、賃借権、所有権の内容です。</p> <p>記載事項は、利用権の設定を受ける者、設定する者、土地の所在地、権利の種類、始期、終期、10aの賃借、全体の賃借、耕作面積、区分等についての調書です。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題8.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>

議題 9. 相続税の納税猶予に関する件 49 ページ～50 ページ 2 件	
議 長	<p>次に、議題 9. 「相続税の納税猶予に関する件」を審議します。 それでは、吉野、1 番委員お願いします。</p>
1 番 委 員	<p>49 ページをお開きください。 相続税の納税猶予の証明に係るものでございます。 今回、2 件の申請がありました。 申請者は、同じ被相続人の子で、相続開始年月日は、平成 20 年 9 月 14 日、 今回が 4 回目の発行でございます。 2 件とも、5 月 15 日に、4 番委員、私、事務局職員 4 名の計 6 名で現地を 調査いたしましたので、その結果についてご説明いたします。 まず、番号 1 について説明します。 調査いたしました特例適用農地は、全て畑でありました。1 と 2 は、続き地 で、1 にはハウスが 1 棟ございまして、水菜を作付予定とのことです。 2 は、露地に、ニガウリ、ピーマン、スイカ、きゅうり、カボチャを作付中 で、さつまいも、ほうれん草を作付予定でございます。 3 はさつまいも、深ねぎを作付予定とのことです。 4 から 10 及び 13 は、農業経営基盤強化促進法による特定貸付を行ってお ります。 4、5 は、イヌマキ、モミ、ヒバ、モミジを植付中でございます。 6、7 は、里芋を作付予定とのことです。 8 から 10 は、ハウス 2 連棟及びハウス 2 棟にチンゲン菜を作付中ござい ます。 11 から 14 は、イヌマキ、モミ、ヒバ、モミジを植付中でございます。 最後に 15 は、畑地かんがい施設でございますが、持分を 24 分の 1 持って いるため、対象となっております。 従いまして、番号 1 の各特例適用農地において、申請者が農業経営を行っ ておりましたので、「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」及び「引き続き 特定貸付けを行っている旨の証明書」の発行については、支障がないものと判 断いたしましたところでございます。 次に、50 ページをご覧ください。 番号 2 ですが、調査いたしました特例適用農地は、畑でありまして、ハウス 2 連棟に、スイカ、きゅうり、トマト、インゲン、ナス、セロリ、深ネギを作 付中でございます。露地には、ニガウリ、じゃがいも、かぼちゃ、そら豆、 ショウガ、さつまいも、里芋を作付中でございます。 従いまして、番号 2 の特例適用農地において、申請者が農業経営を行っ ておりましたので、「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の発行につい ては、支障がないものと判断いたしましたところでございます。 以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「16番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、16番委員どうぞ。</p>
16番委員	<p>49ページですが、特定貸付け中というのがありますが、最近、この特例適用農地についても、貸しても差し支えないということになったようですが、これは、いつから始まったのでしょうか。</p>
事務局	<p>平成21年12月14日以降と思われます。</p>
16番委員	<p>それは違うのではないですか。平成21年は早すぎる気がします。</p>
1番委員	<p>貸付ができるようになったのは、平成21年からです。</p>
16番委員	<p>わかりました。</p>
議 長	<p>後で確かめて、報告してもらいます。 ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題9.「相続税の納税猶予に関する件」2件につきましては、原案どおり決定することにいたします。</p>
<p>議題10. 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 別冊資料2 3件</p>	
議 長	<p>次に、議題10.「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料2です。 まず、喜入、8番委員お願いします。</p>

8 番 委 員	<p>ご報告します。2ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、一般住宅</p> <p>4. 現況、申出地は、喜入瀬々串町浜田地区にあり、喜入支所から北西へ約5 kmに位置し、東側は渡人畑、西・南側は他人畑、北側は市道に接している。</p> <p>5. 意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書の通りで、申出地は農用地区域の外周部近接地であるが、県の除外対象要件にあたることから、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、松元、15番委員お願いします。</p>
1 5 番 委 員	<p>ご報告します。6ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、建売住宅</p> <p>4. 現況、申出地は、石谷町隠迫地区にあり、松元支所から北東へ約2.5 kmに位置し、東・南側は市道、西・北側は宅地に接している。</p> <p>5. 意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書の通りで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>次に、10ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、建売住宅</p> <p>4. 現況、申出地は、石谷町隠迫地区にあり、松元支所から北東へ約2.5 kmに位置し、東側は渡人畑、西側は市道、南側は里道、北側は他人畑に接している。</p> <p>5. 意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書の通りで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題8.「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」3件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>

議題 1 1. 農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件 別冊資料 2 3件	
議 長	次に、議題 1 1.「農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料 2 です。 それでは、吉田、1 9 番委員お願いします。
1 9 番 委 員	ご報告します。1 4 ページです。 3. 変更後の用途、牛舎 2 棟 4. 現況、申出地は、本名町谷上地区にあり、吉田支所から南西へ約 3. 2 k mに位置し、東・南側は他人畑、西・北側は市道に接している。 5. 意見、市長部局による用途区分変更理由及び要件別検討結果は別紙調書の通りで、変更後の用途は牛舎であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。 転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。 次に、1 8 ページです。 3. 変更後の用途、牛舎 2 棟 4. 現況、申出地は、本名町谷上地区にあり、吉田支所から南西へ約 3. 2 k mに位置し、東側は他人畑、西側は山林、南側は山林、他人畑、北側は市道、他人畑に接している。 5. 意見、市長部局による用途区分変更理由及び要件別検討結果は別紙調書の通りで、変更後の用途は牛舎であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。 転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。 次に、2 2 ページです。 3. 変更後の用途、牛舎 2 棟 4. 現況、申出地は、本名町谷上地区にあり、吉田支所から南西へ約 3. 2 k mに位置し、東・西・南・北は他人畑に接している。 5. 意見、市長部局による用途区分変更理由及び要件別検討結果は別紙調書の通りで、変更後の用途は牛舎であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。 転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。 以上です。
議 長	ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「7 番委員」挙手あり〕 はい、7 番委員どうぞ。
7 番 委 員	全体面積が約 5 反、牛舎 2 棟ですが、牛は何頭位になるのでしょうか。

吉田支局	予定では、70頭位です。
7番委員	70頭となると、尿尿処理施設とかたぶん必要になると思います。牛舎2棟ではなく、その他尿尿処理施設というのが入ってくるのではないのでしょうか。
吉田支局	申請では、牛舎2棟であります。尿尿処理施設も補助事業を活用して導入する予定です。
議長	今後予定があるということですか。
吉田支局	そうです。
7番委員	わかりました。
議長	ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題11.「農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件」3件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。
議題12. 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定について 別冊資料3 93件	
議長	次に、議題12.「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定について」を審議します。別冊資料3です。 まず、谷山、13番委員お願いします。
13番委員	ご報告します。2ページです。 調査筆数：21筆、現況確認日：平成30年4月19日、農地・非農地の判断結果：檜、雌竹・キンチク竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。 以上です。
議長	次に、伊敷、7番委員お願いします。
7番委員	ご報告します。3ページです。 調査筆数：10筆、現況確認日：平成30年4月23日、農地・非農地の判断結果：杉、キンチク竹・ゴキ竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。 以上です。

議 長	次に、吉野、1番委員お願いします。
1番委員	ご報告します。4ページです。 調査筆数：3筆、現況確認日：平成30年4月16日、農地・非農地の判断結果：杉、孟宗竹自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。 以上です。
議 長	次に、東桜島、事務局お願いします。
東桜島支局	ご報告します。5ページです。 調査筆数：6筆、現況確認日：平成30年4月12日、農地・非農地の判断結果：雑木自然繁茂、現況山林により非農地すべて非農地と判断いたしました。 以上です。
議 長	次に、吉田、19番委員お願いします。
19番委員	ご報告します。6ページです。 調査筆数：9筆、現況確認日：平成30年4月20日、農地・非農地の判断結果：杉、ゴキ竹・孟宗竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。 以上です。
議 長	次に、桜島、2番委員お願いします。
2番委員	ご報告します。7ページです。 調査筆数：11筆、現況確認日：平成30年4月12日、農地・非農地の判断結果：唐竹、雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。 以上です。
議 長	次に、喜入、8番委員お願いします。
8番委員	ご報告します。8ページです。 調査筆数：19筆、現況確認日：平成30年4月25日、農地・非農地の判断結果：杉、檜、雌竹・孟宗竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。 以上です。
議 長	次に、松元、15番委員お願いします。

15番委員	<p>ご報告します。9ページです。</p> <p>調査筆数：8筆、現況確認日：平成30年4月26日、農地・非農地の判断結果：杉、檜、唐竹・コサン竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、郡山、6番委員お願いします。
6番委員	<p>ご報告します。10ページです。</p> <p>調査筆数：6筆、現況確認日：平成30年4月26日、農地・非農地の判断結果：杉、檜、コサン竹・キンチク竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「16番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、16番委員どうぞ。</p>
16番委員	非農地証明願の場合、10年以上となっておりますが、この判断調書の場合は、その期間については、どういうふうになっているのですか。
事務局	荒廃農地発生状況の非農地判定につきましては、10年という定めはなく、現況が山林の様を呈しているかどうかで判断するものでございます。
16番委員	何年経っていようと、現況が山林だというふうに見られると、非農地として判断するという事でよろしいですか。
事務局	農業委員と事務局職員が現地を見て、現況が山林になっているかどうかで判断するものでございます。
16番委員	わかりました。

議 長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題12.「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定について」、93件につきましては、調書のとおり判定することに決定いたします。</p>
<p>議題13. 平成29年度の目標およびその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について</p> <p>別冊資料4</p>	
議 長	<p>次に、議題13.「平成29年度の目標およびその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」を審議します。別冊資料4です。</p> <p>では、事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」ご説明申し上げます。</p> <p>この「点検・評価」並びに「目標・活動計画」につきましては、毎年度、6月30日までに公表することになっておりますので、本日の総会において、ご承認いただいた後、市のホームページにて公表し、国へ報告をすることといたします。</p> <p>また、記載する実績数値等につきましては、市農林水産部から県に報告している数値と整合を取るようしております。</p> <p>なお、29年3月現在の現状及び課題につきましては、昨年、ご説明申し上げました「29年度の目標及び活動計画」と同様でございますので、説明を省略させていただきます。</p> <p>それでは、1ページをご覧ください。</p> <p>「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>平成29年4月1日現在の「農業委員会の状況」でございますが、「1 農業の概要」及び「2 農業委員会の現在の体制」は、昨年、ご説明申し上げました、「29年度の目標及び活動計画」と同様でございますので、お目通しをお願いいたします。</p> <p>次に、2ページをお開きください。</p> <p>「担い手への農地の利用集積・集約化」のうち、「2 平成29年度の目標及び実績」につきましては、集積目標391.7ha、集積実績374.4ha、うち新規実績46.3ha、達成状況95.6%となっております。</p> <p>「3 目標の達成に向けた活動」及び「4 目標及び活動に対する評価」につきましては、お目通しをお願いいたします。</p> <p>次に、3ページをご覧ください。</p> <p>「Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」のうち、「2 平成29年度の目標及び実績」につきましては、参入目標20経営体6ha、参入実績19経営体5.6ha、達成状況 参入数95%、参入面積93.3%となっております。</p> <p>「3 目標の達成に向けた活動」及び「4 目標及び活動に対する評価」につつま</p>

しては、お目通しをお願いいたします。

次に、4ページをお開きください。

「4 遊休農地に関する措置に関する評価」のうち、「2 平成29年度の目標及び実績」につきましては、解消目標25ha、解消実績16.2ha、達成状況64.8%となっております。

「3 目標の達成に向けた活動」及び「4 目標及び活動に対する評価」につきましては、お目通しをお願いいたします。

次に、5ページをご覧ください。

「5 違反転用への適正な対応」のうち、「2 平成29年度実績」につきましては、農地パトロール時の違反転用は、ございませんでした。

「3 活動計画・実績及び評価」につきましては、お目通しをお願いいたします。

次に、6ページをお開きください。

「6 農地法等によりその権限に属（ぞく）された事務に関する点検」のうち、「1 農地法第3条に基づく許可事務」につきましては、1年間の処理件数137件、うち許可137件、不許可0件 となっております。

点検項目及び具体的な内容につきましては、お目通しをお願いいたします。

「2 農地転用に関する事務」につきましては、1年間の処理件数218件、点検項目及び具体的な内容につきましては、お目通しをお願いいたします。

次に、7ページをご覧ください。

「3 農地所有適格法人からの報告への対応」につきましては、管内の農地所有適格法人数は、27法人となっております。

点検項目及び実施状況につきましては、お目通しをお願いいたします。

「4 情報の提供等」のうち、賃借料情報の調査・提供につきましては、調査対象賃貸借件数は、288件、公表時期は、29年12月となっており、市ホームページの掲載及び農業委員会だよりと一緒に配布し、農家等へ情報提供を行いました。

「農地の権利移動等の状況把握」及び「農地台帳の整備」につきましては、お目通しをお願いいたします。

次に、8ページをお開きください。

「7 地域農業者等からの要望・意見」につきましては、市及び国へ、農地等利用最適化推進施策の改善についての意見として提出いたしました。

「8 事務の実施状況の公表等」につきましては、市のホームページに公表しております。

次に、9ページをご覧ください。

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)につきまして、ご説明申し上げます。

平成30年4月1日現在の「農業委員会の状況」のうち、中ほどの表をご覧ください。

耕地面積計3,290ha、経営耕地面積計1,481ha、遊休農地面積計544.7ha、農地台帳面積計3,290ha となっております。

「農家等の概要」及び「2 農業委員会の現在の体制」につきましては、お目通しをお願いいたします。

次に、10ページをお開きください。

10ページ以降につきましては、農地面積等は、平成30年3月現在で申し上げます。

	<p>「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」のうち、「1 現状・課題」につきましては、管内の農地面積3,290ha、これまでの集積面積374.4ha、集積率11.4%となっており、課題として、「土地条件が悪いところが多く、担い手農家への集積が進まない」状況があります。</p> <p>「2 平成30年度の目標及び活動計画」につきましては、目標を、集積面積422.4ha、うち新規集積面積48.0haとします。</p> <p>また、活動計画は、遊休農地バンク情報を市農政部局と共有するとともに戸別訪問や、農地の出し手、受け手の情報等をもとに、結び付けや新たな掘り起こし活動の強化、利用権設定等の推進、また、地域の身近な世話役として、相談活動を実施します。</p> <p>次に、「Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」のうち、「2 平成30年度の目標及び活動計画」につきましては、参入目標20経営体6.0haとします。</p> <p>また、活動計画は、意欲のある農業者の情報収集を行い、市農政部局と連携し新規就農者等の指導・助言にあたり、農地利用最適化推進活動や年間を通じて地域の身近な世話役として、相談活動を実施します。</p> <p>最後に、11ページをご覧ください。</p> <p>「4 遊休農地に関する措置」のうち、「1 現状・課題」につきましては、管内の農地面積3,834.7ha、遊休農地面積544.7ha、割合14.2%となっております。</p> <p>「2 平成30年度の目標及び活動計画」につきましては、遊休農地の解消面積22.0haとし、遊休農地の所有者等に対する意向調査等によって、まず活用見込みの高い遊休農地の解消を目指します。</p> <p>なお、農地の利用状況及び意向調査等の活動計画につきましては、お目通しください。</p> <p>次に、「5 違反転用への適正な対応」のうち、「1 現状・課題」につきましては、管内の農地面積3,290ha、違反転用面積0haとなっております。</p> <p>「2 活動計画」につきましては、8月と11月に農地パトロールを実施し、違反転用の早期発見、早期是正指導に努めるとともに、農地利用状況調査等による監視活動の強化や農業委員会だよりにより、農業者等へ周知し、啓発を行ってまいります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>よろしく、ご審議いただきますようお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「16番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、16番委員どうぞ。</p>

1 6 番 委 員	管内の農地面積というのがありますが、この資料の中でもいろいろな数字が出ているわけですが、耕地面積がいくらあるのかと確定するのは、最も基本的なことですよ。それが3, 330haとか、11ページに至っては、3, 834haとか、非常にいろいろな数字が出ているのですが、農業政策を行う上で基本的な数字ですので、これをなんとか統一できないかというのをまず思うんですけど、これはどういうことになりますか。
事 務 局	点検・評価、活動計画による耕地面積というのは、基本的に農林業センサスに基づいて記入することとなっております。11ページのところが、基本的な耕地面積と異なるということのご指摘なんですけど、ここの遊休農地に関する措置の管内の農地面積に関しましては、その下の方に注意書きがございまして、管内の農地面積に遊休農地面積を足した農地面積をここには書くようになっておりますので、他のところの管内の農地面積と異なるところです。ここでいう農地面積というのが、3, 290haに544.7haを足して3, 834.7haとしているところです。ここの表現などにつきましては、次回以降、説明の時に、ここは補足説明するように致します。説明がなかったことは申し訳ありませんでした。
事 務 局	<p>今、委員からご指摘がありましたけど、耕地面積がなぜ違うのかということですが、ある土地自体は一緒なんですけど、その統計であるとか、そのやり方によって数字が違ってくるといことです。1ページに耕地面積というのがあるのですが、この耕地面積は、農林水産統計ということで、毎年農林水産省が調べます。これは航空写真であるとか、柵目を切って調査をしていって、それで全国同一のやり方でやって、鹿児島市であれば3, 330haですよというふうにします。それから経営耕地面積なんですけど、農林業センサス、これは5年に1回、国が大体的なものなんですけど、これについては、国の方からこの基準以上の農家について調査をして下さい。その調査の回答の中で出た数字がこれです。これはこれで正しいです。農地台帳の面積は、鹿児島市が農地台帳をして把握している10a以上、前選挙をする頃に、選挙人名簿に登載するために、耕地面積10a以上で、そこに登載を希望されるものという形を集計したのがこの数字になりますので、一つ一つその目的であるとか、その調査の方法によって出た数字ですので、全てが正しい。その調査指示に基づいて出すので、正しい数字です。実際、土地自体は動きませんので、本当の数字があるのかもしれませんが、それはなかなか難しいということで、ご理解をいただきたいと思います。ここの点検・評価の数字につきましては、国の方が統一して、全ての農業委員会の方に示しているものでありまして、ここについてはこの数字を使いなさい。ここについてはこの統計のこの数字を使いなさいという形で指示をされておりますので、私どもはその指示に従ってその数字を入れているところがございます。確かに同じ農地なのに面積が違うのはどうかなというご指摘はあるかと思いますが。しかしながらそういう事情がありますので、ご理解を賜りたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
1 6 番 委 員	鹿児島市の農業委員会が把握をしている農地台帳による耕地面積はいくらになりますか。

事務局	ここにあります農地台帳面積と耕地面積は同じなんですけど、これは国から、農地台帳面積については、耕地面積と同じ数字を入れなさいという形になっているので、この数字になっております。私どもの農地台帳上の面積については、今、手元に数字は持ってきておりませんので、次回報告させていただきたいと思いません。
16番委員	2ページですが、集積率が10.7%となっておりますが、鹿児島県の集積率はいくらで、全国的にはいくらになっているかというのがわかったら教えて下さい。
事務局	本日手元に資料がございませんので、次回報告させていただきます。
議長	次回報告するという事によろしいですか。
16番委員	私も正確に覚えているわけではないですが、全国的には50%という数字が頭にあるのですが、鹿児島市の場合は10%ということですので、非常に低いわけです。農業委員会を挙げて、集積率を高めようと言っているわけですけど、なぜこんなに鹿児島市は集積率が低いのだろうか。その原因もぜひ追究をしていただきたいなと思います。 それから、5ページの違反転用への適正な対応の違反転用面積が0haというのは、私は理解ができません。例えば、農業委員会に、3条、4条、5条の申請が出ますが、その中で始末書付きの申請というのがあります。それは違反転用だというふうに思われるんですが、そういう場合の始末書付きの農地の違反転用については、それを集計して、ここに書くべきではないかと思いますがどうですか。
15番委員	違反転用は、パトロールの時の違反転用だと思います。それぞれ委員さんは、自分の周辺に気を配っていて、これは違反転用ではないかとか、昔から建っていて、たまたま地主さんが相続等で知らなかった農地とかもあります。始末書がないとしょうがないということで、かねて委員さんが自分の周辺に気をつけて、もし仮に見つけたら、その地主さんに埋め立てるのなら申請書があるよとかそういう指導があって、それを実際に行っていれば、始末書付きになると思うんです。その辺があるので、パトロールの時に見つけるのではなくて、かねて皆さん方がよく周辺をパトロールしているというその一つの結果ではないかと思います。
16番委員	農地パトロールに限っての違反転用0haなんですね。 それから、7ページの農地所有適格法人からの報告で、数字的にこれで合うのかなと思うのですが、報告書を提出した農地所有適格法人は20法人、督促を行った農地所有適格法人が4法人、うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人は4法人、うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人は0法人と、この数字は合っているのですか。

事務局	こちらの数字ですが、農地所有適格法人から報告書をいただくのは、その事業 年が終了いたしましてから3ヶ月以内となっております。例えば、2月に終了し たところは、3月に出す場合もあり、4月に出す場合もございます、その年 によって、どちらの年度に出したかで件数が違ってきております。今回の場合は、 未提出のところはございませんでした。
16番委員	これで正確な数字なんですね。わかりました。
7番委員	16番委員の方から数字のアンマッチを言われていますが、まず4ページの平 成29年3月現在の管内の農地面積から、11ページの平成30年3月になると 管内の農地面積が増えていますが、数字の矛盾点を感じます。平成29年度から 平成30年にどういふことをすれば、こんなに面積が増えるのでしょうか。これ は事務局どう説明をしますが。
事務局	4ページの管内の農地面積には、遊休農地面積499.3haが足されていま す。11ページの方には、遊休農地面積544.7haが足された農地面積をな っておりますので、遊休農地面積の差の分が増えているということになります。
7番委員	管内の遊休農地は劇的に増えているということですね。
事務局	この遊休農地面積の取り方は先程ありましたが、私どもは、皆さん方が農地利 用状況調査をしていただいて、遊休農地が出てきます。その数字を載せています。 これは元々が、平成21年か22年に確か委託をして、調査できる農地は全部調 査した上で、遊休農地を出しております。それから、皆様方がこうやって毎年毎 年、調査していただいた数字が、私どもが持っている数字です。それとは別に私 どものいただいた数字を、今度は農林部の方に上げまして、農林部の方は、国に 統計として上げる。その数字は、荒廃農地調査というのですが、その数字につい ては、農林部が調査した部分を足したり引いたりして作っていく。それが少し乖 離があったものですから、今回、国の方も農林部が出す数字と農業委員会が出す 数字の整合を取りなさいということがありまして、整理した結果でこういう形 の数字になったということです。 以上です。
7番委員	ここにいらっしゃる農業委員の方々が、この数字について、あんまり理解でき てないというような状況だったら、ホームページで市民に公表しても、数字を理 解することはできないのではないかと思います。要するに、鹿児島市に総面積ど れだけあって、遊休農地がこれだけです。その部分の数字が必要な気がします。 統計が合わないということは、統計のやり方が間違っているということです。こ こで議論するような話ではないですが、これは日本全国同じようなことが言える と思います。それを統一していくということで、事務局同士で横の線で繋がって、 鹿児島市の本当の面積はいくらなんだということをやって、どれだけ荒廃農地が 進んでますよということを実意として調べるべきではないかと思います。

議	<p>長</p> <p>参考意見として伺っておきます。 ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題13.「平成29年度の目標およびその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」は、原案どおり承認することに決定いたします。</p> <p>議題の審議は以上です。 続きまして、報告事項に入ります。</p>
---	---

報 告 事 項	
1. 法務局から照会のあった農地等の現況について 51ページ～53ページ 3件	
議 長	報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」 まず、本庁、16番委員お願いします。
16番委員	報告します。51ページです。 照会日：平成30年4月18日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：平成30年5月1日 鹿児島地方法務局へ報告済。 以上です。
議 長	次に、伊敷、7番委員お願いします。
7番委員	報告します。52ページです。 照会日：平成30年4月24日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：平成30年5月2日 鹿児島地方法務局へ報告済。 以上です。
議 長	次に、松元、15番委員お願いします。
15番委員	報告します。53ページです。 照会日：平成30年5月11日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：平成30年5月18日 鹿児島地方法務局へ報告済。 以上です。
2. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 54ページ～55ページ 7件	
議 長	次に、報告事項2「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項3「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 それでは、事務局の報告をお願いします。
事 務 局	54ページをお開きください。 報告事項2 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。 この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は7件です。 登記地目別では、田5筆、2,130.00㎡、畑10筆、5,128.00㎡となっております。取得した事由別数は、相続が9件。権利の種別は、所有権が9件。農業委員会によるあっせん等は、無が7件となっております。 55ページは、農地法第3条の3関係の内容です。 お目通しをお願いいたします。

3. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 56ページ～61ページ 23件	
事 務 局	<p>56ページをお開きください。</p> <p>報告事項3 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。</p> <p>転用目的別では、第4条関係はありませんでした。</p> <p>第5条関係では、多い順に一般住宅が19件、店舗等、その他が各2件、合計23件となっております。</p> <p>57ページから61ページは、5条関係23件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事は、全て終了しました。</p> <p>(議事終了：午前11時40分)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はありませんか。</p>
事 務 局	<p>相続税の納税猶予に係る件ですが、特定貸付を行っている場合、納税猶予が適用されるようになったのは、施行日が平成21年12月15日となっております。</p>
事 務 局	<p>・平成30年度第3回総会（月例）開催日時は、 6月28日（木）午前10時開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室</p> <p>・平成30年度第1回合同委員会開催日時は、 6月6日（水）午前10時開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室</p>
事 務 局	<p>この総会の資料に、鹿児島市への意見の提出依頼の文書を同封してございますので、6月の各地区推進協議会までに提出の方をよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉 会（午前11時45分）</p>